

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 7 | 国民健康保険事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

北名古屋市長

公表日

令和5年3月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。</p> <p>また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入力し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤資格継続・高額療養費該当回数を確認する。</p> <p>⑥口座情報の管理、照会等</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、国保給付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の16、30、101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、42項、44項、121項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,5,9,10,12,15,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条-2、第11条-2、第12条-3、第15条、第19条、第20条、第22条-2、第25条、第33条、第41条-2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条-2、第59条-3</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民健康部国保医療課 |
| ②所属長の役職名 | 国保医療課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 北名古屋役所 市民健康部 国保医療課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 北名古屋役所 市民健康部 国保医療課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|--|------|--|
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。</p> <p>また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> | <p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、被保険者の届け出による国保取得・喪失などの異動による資格管理、被保険者証や高齢者受給者証、限度額認定証などの交付による資格事務を行う。診療報酬明細書の確認・管理をし、高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務を行う。</p> <p>また、被保険者の属する世帯に対し、所得、人数・年齢の状況に応じて国民健康保険税の算出を行い、賦課・収納管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤資格継続・高額療養費該当回数を確認する。</p> | 事前 | 平成30年4月からの国民健康保険の広域化(県単位化)に伴い、資格管理等の情報連携を愛知県国民健康保険団体連合会と行う業務等について追記 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険システム、国保給付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 国民健康保険システム、国保給付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム | 事前 | 平成30年4月からの国民健康保険の広域化(県単位化)に伴い、資格管理等の情報連携を愛知県国民健康保険団体連合会と行う国保情報集約システムについて追記 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第1の16の項及び30の項 | 番号法第9条第1項、別表第1の16、30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | 事後 | 法令上の根拠の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---------------------------------|---|------|---------------|
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第2の27の項、42の項及び44の項 | <p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、42項、44項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,5,9,10,12,15,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条-2、第11条-2、第12条-3、第15条、第19条、第20条、第22条-2、第25条、第33条、第41条-2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条-2、第59条-3</p> | 事後 | 法令上の根拠の追加 |
| 平成29年7月14日 | I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所属長 | 国保医療課長 | 国保医療課長 大林 栄二 | 事後 | 所属長名追加のため |
| 平成29年7月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年6月30日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成29年7月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成27年3月1日 時点 | 平成29年6月30日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成30年6月26日 | I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所属長 | 国保医療課長 大林 栄二 | 国保医療課長 | 事後 | 所属長名削除のため |
| 平成30年6月26日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成29年6月30日 時点 | 平成30年5月31日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成30年6月26日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成29年6月30日 時点 | 平成30年5月31日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和1年6月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和1年6月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和1年6月14日 | IV リスク対策 | | 追記 | 事後 | 様式が追加されたため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|---|------|----------------------------|
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | | ⑥口座情報の管理、照会等 | 事後 | 情報連携実施開始による追加 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル | 事後 | 情報連携実施開始による追加 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第1の16、30の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | 番号法第9条第1項、別表第一の16、30、101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | 事後 | 情報連携実施開始による追加 軽微な修正 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、42項、44項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条 <情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,5,9,10,12,15,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条-2、第11条-2、第12条-3、第15条、第19条、第20条、第22条-2、第25条、第33条、第41条-2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条-2、第59条-3 | <情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、42項、44項、121項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条 <情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,5,9,10,12,15,22,26,27,33,42,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条-2、第11条-2、第12条-3、第15条、第19条、第20条、第22条-2、第25条、第33条、第41条-2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条-2、第59条-3 | 事後 | 情報連携実施開始による追加 軽微な修正 |
| 令和5年2月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年5月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年2月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年5月1日時点 | 令和5年1月31日時点 | 事後 | その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。 |
| | | | | | |